

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、船橋市防災会議が作成・修正する計画とされています。本市防災に関し、災害予防と減災、応急復旧活動等の対策を実施する際に、防災関係機関がその機能を有効に発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務や減災に向けた総合的な対策を定めることを目的としています。

この度、令和5年4月に行われた行政組織の改正及び国の防災基本計画並びに千葉県地域防災計画の改定に係る修正等を反映し、現行の地域防災計画(本編・資料編)の修正を行います。

主な修正内容

1 行政組織の改正に伴う修正

令和5年4月1日付で市の組織の一部が改正となったことに伴い、災害対応にあたる班構成の変更や、班員となる課について、新設となる課の追加や班員となる課名の変更等を行います。

① 班構成の変更

(改正前)	健康・高齢部 第1要配慮者支援班 第1災害医療対策班 第3収容班 第2医療看護班	保健所 第2災害医療対策班	子育て支援部 第3供給班
(改正後)	<u>高齢者福祉部</u> 第1要配慮者支援班	<u>健康部</u> <u>第2災害医療対策班</u> 第3収容班 第2医療看護班	保健所 <u>第1災害医療対策班</u> <u>子ども家庭部</u> 第3供給班

② 部課名の追加

健康危機対策課(第1災害医療対策班)、福祉政策課(第1生活再建班)、子育て給付課(第3供給班)

2 消防施設の整備目標の明確化に伴う修正

① 消防指令センターの整備目標に伴う修正

現在計画している消防指令センターの移転に関し、耐災害性の強化を図ることを明記します。

(記載文案)

消防局庁舎・消防指令センターは、消防活動の拠点としての機能を適切に発揮する必要があるが、「津波浸水想定区域」、「洪水浸水想定区域」及び「高潮浸水想定区域」にあるため、必要な所定の耐震性を確保するとともに、浸水想定区域外へ移転する必要がある。

② 消防署所の整備目標に伴う修正

消防活動の拠点となる消防庁舎において、考慮が必要となる災害リスクへの対応について明記します。

(記載文案)

消防署所は消防活動の拠点としての機能を適切に発揮するため、消防庁舎として必要な所定の耐震性を確保するとともに、「津波浸水想定区域」、「洪水浸水想定区域」及び「高潮浸水想定区域」のいずれかにある消防署所においては、かさ上げ等を行い、浸水による被害を最小限に留める必要がある。また、災害時における現場到着時間の短縮を図るため、適正な配置を検討するとともに、既存施設の改修を行い、効果的な運用を図る。

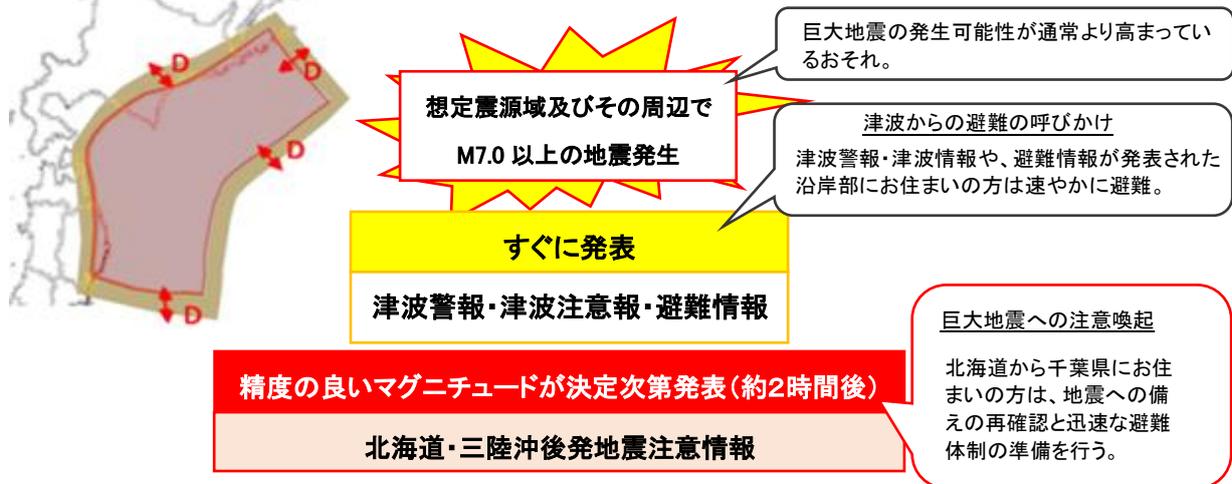
3 防災基本計画及び千葉県地域防災計画の改定に伴う修正

① 北海道・三陸沖後発地震情報及び長周期地震動階級に伴う修正

令和4年12月16日から運営が開始された北海道・三陸沖後発地震情報及び令和5年2月1日から緊急地震速報の発表基準に追加された長周期地震動に対する市の職員配備体制を定めましたので反映します。

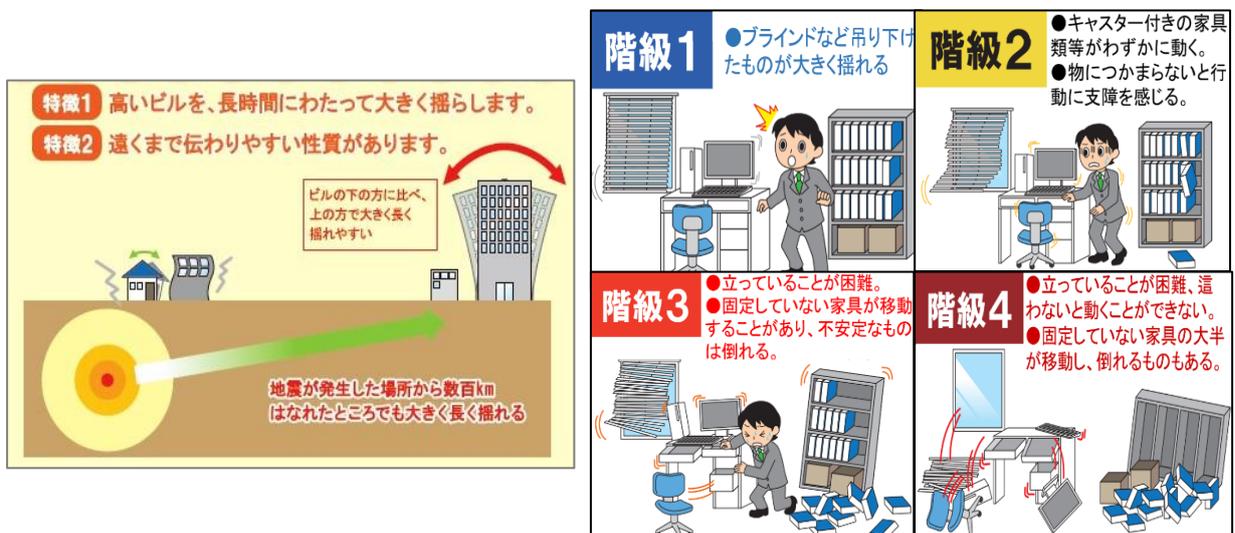
○北海道・三陸沖後発地震情報

これまでマグニチュード 7.0 クラスの地震発生後、その地震の影響を受けた地域で、続いてマグニチュード 8.0 クラス以上の地震が発生した事例があることから、下図エリアで地震が発生し、情報発信条件を満たす先発地震であると気象庁が判断した場合、「北海道・三陸沖後発地震情報」が発信されます。



○長周期地震動情報

大きな地震が発生した際に生じる周期が長い揺れを長周期地震動と言い、高層ビルの場合、高層階で大きく揺れる傾向がある。令和5年2月1日からは、高層階の住民に対して身を守る行動を実施してもらうこと、施設管理者等には、防災対策を行うための判断支援を目的として、長周期地震動による被害の目安を示す「長周期地震動階級」を用いて長周期地震動の緊急地震速報が開始されました。



○市職員配備体制基準の修正

(改正前)

(改正後)

区分	種別	震度・津波	震度・津波
災害対策本部設置前	各課対応	1.市域で震度4のゆれを観測し、市長が必要と認めたとき 2.南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震注意)が発表されたとき 3.その他の状況により各部局長が必要と認めたとき	1.市域で震度4を観測し、市長が必要と認めたとき 2.南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震注意)が発表されたとき 3.千葉県北西部で長周期地震動階級3以上を観測したとき 4.北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき 5.その他の状況により各部局長が必要と認めたとき
		1.市内で震度5弱のゆれを観測したとき 2.東京湾内湾に津波注意報の発表されたとき 3.南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 4.その他の状況により市長が必要と認めたとき	1.市内で震度5弱を観測したとき 2.東京湾内湾に津波注意報の発表されたとき 3.南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 4.その他の状況により市長が必要と認めたとき
災害対策本部設置後	非常第2配備	1.市内で震度5強以上のゆれを観測したとき 2.東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表されたとき 3.その他の状況により本部長が必要と認めたとき	1.市内で震度5強以上のゆれを観測したとき 2.東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表されたとき 3.その他の状況により本部長が必要と認めたとき

※複数の情報が発表(観測)された場合は、より高次の情報を優先した体制とする。

②安否不明者の氏名等公表に伴う修正

災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込みについて、防災基本計画及び千葉県地域防災計画に反映されたことから、市地域防災計画においても安否不明者の定義について反映します。

○行方不明者と安否不明者の違い

- ・行方不明者・・・当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
例)災害時に倒壊した家の中におり、災害後姿が確認できていない者
- ・安否不明者・・・行方不明者となる疑いのある者
例)被災地に住んでいたことはわかっているが、連絡が取れない者

4 災害時応援協定の更新

○災害時応援協定締結先一覧等を修正

令和5年に、社会福祉施設を運営する民間の団体等と『災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定』等を締結するなど、協定締結一覧に変動があったことから、市地域防災計画(資料編)に反映します。

・災害時応援協定数 R4 187件 → R5 196件 (令和5年9月現在)

5 船橋市域災害記録の更新

○令和3・4・5年度における災害記録を更新

令和3年4月以降に大雨等に伴う被害があったことから、市地域防災計画(資料編)に反映します。

年	月日	原因	備考
令和3年	8月8日 ～9日	台風10号	倒木 2件、その他 1件
	8月15日	大雨	道路冠水 2件、倒木 2件 避難所開設 28避難所(7名)
	8月23日	大雨	道路冠水 11件、敷地内浸水 3件、マンホール蓋浮上 4件 その他 6件(風呂・トイレからの溢水)
	8月31日 ～9月1日	大雨	道路冠水 1件
	9月18日	台風14号	道路冠水 3件、倒木 1件、道路陥没 1件
	10月1日	台風16号	道路冠水 1件、倒木 2件
令和4年	1月6日	大雪	重傷者 1名、軽傷者 71名、倒木 1件
	2月10日 ～11日	大雪	軽傷者 2名
令和5年	5月8日	大雨	道路冠水 7件、倒木 1件
	6月2日～3日	大雨	住家一部損壊 1件、住家床上浸水 2件、住家床下浸水 6件 非住家床下浸水 1件、道路冠水 60件、倒木 2件 敷地内浸水 2件、マンホール蓋浮上 1件、ブロック塀倒壊 3件 その他 19件(土砂の流出等)、停電 1,210軒 避難所開設 28箇所(6世帯9名)

6 その他

○時点修正や軽微な文言修正等

各部局の実態に合わせた時点修正や計画内の軽微な文言の修正等を行いました。

◆ 今後のスケジュール(予定)

令和5年 9月28日 令和5年度第1回防災会議
10月上旬 防災会議委員への意見照会(～10月中旬)
12月上旬 市議会への報告
12月中旬 パブリック・コメントの実施(～1月中旬)
令和6年 2月～3月 令和5年度第2回防災会議にて承認後施行

◆ 防災会議委員への依頼事項

令和5年度第1回防災会議終了後、事務局より、Eメール等にて地域防災計画の修正案等をお送りさせていただきますので、各機関の関係事項を中心に、修正の有無の確認をしていただくとともに、疑問点等についてご意見いただきますようお願いいたします。(依頼文には具体的期間をお示しさせていただきますが、10月中旬を目途にご回答いただくことを予定しております。)

いただいた修正事項やご意見につきましては、事務局にて反映のうえ、修正案を取りまとめた後に、市議会への報告、パブリック・コメントを経て、令和6年2月から3月に実施予定の第2回防災会議にて付議させていただきます。なお、日程につきましては改めてご案内いたします。